

第43期（令和8年度）事業計画

事業期間 自 令和8年7月 1日
至 令和9年6月30日

〈基本方針〉

本協会は、その使命である公益目的たる「不動産に関する権利の明確化推進事業」を確立する。

事業の執行にあたっては「公共調達に係る嘱託登記を迅速、適正、同一品質で着実に処理する」姿勢を堅持する。

さらに、激変する社会情勢や公共調達に求められるニーズに柔軟に適応するため、各事業における「結果の検証と改善（PDCAサイクル）」を徹底し、組織の持続可能性と信頼性をより強固なものとする。

これを基盤とし、以下の重点施策を柱として本年度の事業を展開する。

重点施策（事業の柱）

- ① 公益目的事業の確実な執行と成果品質の統一
 - ・ 公共嘱託登記受託事業（法定事業）の推進
 - ・ 成果品質の統一と維持
- ② 官公署の求める業務への適応と関連・自主事業の積極展開
 - ・ 地籍・地図整備事業への参画
 - ・ 知識の普及啓発
 - ・ 新規事業の提案と継続事業の改善
- ③ 災害支援体制の構築と社会貢献
 - ・ 防災及び災害時支援事業の強化
- ④ 専門性の向上と情報力の強化
 - ・ 登記関連法令の研鑽・研修
 - ・ 情報の収集と活用
- ⑤ 組織基盤の強化と関係機関との協調
 - ・ 発注官公署との連絡協調
 - ・ ガバナンス（組織制御）の強化

総 務 部

1. 組織関係

- （1）諸規則等の整備
 - ・ 見直しが必要な規則を検討し改善する。
- （2）効率的な事務運営の推進
 - ・ 事務会計システムの利用促進を図る。
- （3）会議及び研修会等の効率的な開催と円滑な運営
 - ・ ウェブ会議開催の促進

ウェブ会議開催に伴う経費削減、担当役員の負担軽減をめざし推進していく。

- (4) 公益法人としての透明性を確保するための情報公開
 - ・法人法、認定法に基づく迅速な情報公開
- (5) 公益法人としてのガバナンスの強化及び危機管理への対応
 - ・役員研修会の開催
 - ・ホームページの随時更新と対内情報発信の強化
 - ・災害等危機管理への対応
 - ・情報セキュリティの強化

2. 事業関係

- (1) 土地の筆界を明らかにする業務の専門家としての不動産登記制度、土地家屋調査士制度の啓発と公嘱制度の広報
 - ・ホームページでの協会活動の啓発及び広報
 - ・ホームページ用広報ビデオを作成し対外広報の実施

財 務 部

- 1. 公益法人として社会から信頼される会計情報の提供
 - ・公益法人会計基準及び関連法令に則した適正な会計処理

企 画 部

- 1. 防災及び災害時支援事業の推進
 - (1) 地図情報を活用した危機管理の推進
 - ・官公署との情報共有の検討
 - (2) 災害時応援協力に関する体制の強化
 - ・官公署及び他協会との災害時応援協力に関する協定への対応
 - ・防災訓練への参加
 - ・認定登記基準点整備への対応
- 2. 土地の筆界を明らかにする業務の専門家として境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業の推進
 - (1) 研修会等の企画と開催
 - ・シンポジウムの企画・開催
 - ・官公署、他協会等からの講師派遣依頼への対応
 - (2) 不動産登記及び土地の境界に関する市民無料相談会の開催・参画

3. 社員教育の推進

- ・ 社員研修会の企画、開催
- ・ 情報収集のための外部研修会への社員派遣
- ・ 研修動画のライブラリ化

業 務 部

業務推進

1. 公共嘱託登記に係る受託事業の推進

(1) 土地の筆界を明らかにする業務の専門家による登記測量（全部受託業務）の啓発

- ・ 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する対応
- ・ 未登記処理業務の啓発
- ・ 嘱託登記業務取扱いマニュアルの見直し

(2) 契約及び積算事務に関する体制の強化

2. 地図整備の促進等に係る受託事業の推進

(1) 地図作成業務の啓発と対応

- ・ 法務局地図作成事業
- ・ 調査士型の地籍調査事業
- ・ 国土調査法第19条第5項指定制度、第6項による代行申請制度の活用
- ・ 森林経営管理法に関わる業務啓発
- ・ 狭あい道路整備業務の促進

(2) 官民境界確認補助業務の啓発と対応

(3) 認定登記基準点整備事業の体制強化及び実施

- ・ 実施地区の選定
- ・ 標高改定に伴う認定登記基準点の対応

業務管理

1. 公共嘱託登記受託処理体制の強化と啓発活動

(1) 官公署との協議

- ・ 嘱託業務運用基準の確認

(2) 品質管理の徹底

- ・ 情報セキュリティ対策の啓発

- ・業務処理の工程管理と検査及び成果品統一の徹底

(3) 業務処理に関する研究と対応

- ・協会保有機器及びシステムの運用と管理

2. 公益目的事業推進会議の企画と開催